

令和7年1月28日

第 1 回

須崎市農業委員会総会 議事録

仰 裁	会 長	事務局長	次 長	係

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和7年1月28日(火) 午後2時40分
3. 出席委員 (農業委員6名) 古谷会長 武田会長職務代理者
宮田委員 橋田委員
横山委員 堅田委員

(推進委員7名) 高橋委員 三本委員 谷本委員
森田委員 和田委員 森光委員
谷脇委員
4. 欠席委員 (農業委員2名) 津野委員 大野委員
(推進委員1名) 坂本委員
5. 出席職員 (事務局3名) 梅原局長 坂本次長 北村主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について
議案第4号 須崎(須崎市)農業振興地域整備計画の変更について(諮問)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について
[2] 農地法施行規則第29条第1項に係る届出について
8. その他

開会宣言	古谷会長 只今から、令和7年第1回須崎市農業委員会総会を開催いたします。 梅原局長 本日は1番 津野委員、13番 坂本委員、14番 大野委員から欠席の連絡をいただいております。
議長	古谷会長 本日はよろしくお願いします。 それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。
意見	農業委員（異議なし）多数。
議事録署名	古谷会長 それでは、本日の議事録署名人は3番 宮田委員、15番 武田委員、よろしくお願いします。
議長	古谷会長 それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】
議長	古谷会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意見	15番 武田委員 申請地は先ほど確認した土地の上で、ずっと前から家が建っておりますので、問題ありません。
審議	古谷会長 他の委員の方からご意見、ご質問はございませんか。特に無いようでしたら、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議がないようでございますので、議案第 1 号 非農地証明願について は、証明書を交付することに決定します。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について 番号 1 から番号 5 まで議案書をもとに朗読】
補足説明	坂本次長 補足説明をします。 番号 1 は新規の方で、土地を購入して家を建築するにあたり、一緒に横の農地も購入するそうです。譲受人は会社員ですが、農業もしており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間 1 8 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 2 は、新規の方で、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間 1 5 0 日農作業に従事する予定です。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は柿を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 3 は妻の弟からの贈与です。耕作面積はありませんが、平成 3 1 年に申請地の横に家を建築したときから譲受人が耕作しています。保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間 1 5 0 日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も野菜を栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号 4 は、オクラを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間 3 0 0 日農作業に従事し

議 長 意 見 審 議 採 決	ています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後はオクラを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 番号5は、米と茗荷、キュウリ、野菜を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地のすべてを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人と妻が年間320日農作業に従事しています。今回の申請は、転貸でもありません。取得後も引き続きハウスでキュウリを栽培するとのことで、周辺の農地に影響はないと考えます。 以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 古谷会長 関係委員のご意見をお願いします。 15番 武田委員 番号1について、本日欠席の坂本委員から電話があり、問題ないとのことです。 9番 森光委員 番号2についても、問題ありません。 6番 森田委員 番号3について、一か所倉庫が建っていますが、農業用倉庫であり、問題ありません。 4番 三本委員 番号4について、柑橘類を植えており、問題ありません。 3番 宮田委員 番号5について、ハウスが建っていて、現在も譲受人と譲受人の甥がきゅうりを作っています。問題ありません。 古谷会長 何かご意見はありませんか。特に意見がないようでしたら、番号1から番号5まで許可する事としてご異議ございませんでしょうか。 農業委員（異議なし）多数。
---	---

議 長	古谷会長 それでは、議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について は許可することに決定いたします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	梅原局長 【議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	梅原局長 令和 6 年 9 月 1 9 日付で転用許可があった申請の事業計画変更になります。 変更の内容は、管理棟構造の変更、管理棟とステージ部分へのテント屋根の設置、コース内のセクションの増設です。 工事期間に変更はありません。 この土地の周辺は、平成 2 4 年度の転用許可以降、未完成ながら転用が進捗してきた部分に加え、令和 6 年 9 月の計画変更承認以後、ホテル建設が進んでおり、旧所有者によつての農地としての効率的な利用は望めません。 今回の変更は、よりよい施設にするための計画変更であり、許可目的達成が困難になったための変更ではありません。また、競技人口の増加、競技力の向上、交流人口の拡大を図るためのセクション増設であり、かつ近年の気象に対応するための改善で、来年度事業とするためには緊急かつ必要性があるものと考えます。 計画変更後の転用事業が計画どおりに実施される見込みについては、議員協議会で変更計画を説明しており、令和 3 年 1 1 月の高校生による市議会への陳情から始まった事業でもあることから、来年度当初予算に盛り込まれることは確実と考えます。 東側隣接の土地は、現在登記は田ですが、ホテル建設が進んでおり、完成までには宅地となる予定で、ほかに周辺に農地はなく、変更前の計画に比べ農業に及ぼす影響はないと判断します。
審 議	古谷会長 何かご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。

採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	古谷会長 特にご異議ないようなので、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更申請の審議については、農地法第 5 条 3 項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。
議 長	古谷会長 続きまして、議案第 4 号、須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）の審議を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。
議案説明	北村主幹 【議案第 4 号 須崎（須崎市）農業振興地域整備計画の変更について（諮問）について別冊をもとに朗読】
議 長	古谷会長 順にご意見をお伺いしたいと思います。番号 1 について意見はございませんか。
議 長	古谷会長 特にございませんか。それでは番号 2 について意見はございませんか。
議 長	古谷会長 特に問題ないですか。番号 3 についてはご意見ございますか。
議 長	古谷会長 特に問題ないですか。番号 4 についてはどうでしょうか。
議 長	古谷会長 番号 4 も問題ないですか。番号 5 について意見をお願いします。
意 見	5 番 谷本委員 番号 5 に関しては、地元の耕作者から反対の意見が出ています。水利組合は構わないということです。 2 番 高橋委員 何人かから反対の意見を聞いています。

	北村主幹 〇〇土地改良区から、排水に関しては同意を得ています。 3 番 宮田委員 日陰になる時間があるというのは、農業をするうえで作物に影響が出てきますし、事業をやめるとなったとき農地じゃなくなり、そのままになってしまうという状態が起こる可能性もありますので、慎重に審議するべきだと思います。 5 番 谷本委員 〇〇土地改良区の意見を確認してみます。
議 長	古谷会長 それでは番号 1 から番号 4 については承認とし、番号 5 については地元の意見をまとめていただいて、再度審議することとしたいと思います。
議 長	古谷会長 続きまして、報告事項について 事務局より説明をお願いします。
報告事項	梅原局長 【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】 梅原局長 【報告事項[2] 農地法施行規則第 2 9 条第 1 項に係る届出について 議案書をもとに朗読】
議 長	古谷会長 以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。
そ の 他	坂本次長 活動記録簿について
閉会宣言	古谷会長 その他、何かございませんか。 ないようでしたら、以上で第 1 回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。

閉会 午後 3時30分

その真正なることを証して署名する。

議 長

3 番

1 5 番